改正建築物省エネ法・建築基準法の 円滑施行に関する連絡会議 関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付

「既存建築物の現況調査ガイドライン」等の改訂について

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、誠にありがとう ございます。

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第310号。以下「改正政令」という。)が本年11月1日に施行されたこと等を受け、「既存建築物の現況調査ガイドライン」(令和6年12月6日付国住指第318号により通知。)、「既存建築物の緩和措置に関する解説集」を改訂したので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容をご確認いただくとともに、会員等の皆さまに対しても、この旨周知方お願いします。

(主な変更点)

○既存建築物の現況調査ガイドライン (第3版)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001967456.pdf

該当	内容
ページ	
P14	調査結果が不明である規定に関する取扱いに記載において、「既
	存建築物の増築等に係る建築基準法上の取扱いについて」(技術
	的助言)(令和7年3月26日付国住指第517号)に記載されて
	いる文言を追記。
P15	改正政令により大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の建
	築基準法第 22 条及び第 23 条の緩和措置が創設されたことを受
	けた修正。
P16	改正政令を受けた建築基準法施行規則の一部を改正する省令
	(令和7年国土交通省省令第105号)により確認申請図書の記
	載事項が定められたことを受けた修正。

○既存建築物の緩和措置に関する解説集(第3版)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001967457.pdf

該当	内容
ページ	
P13	木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の
	構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件(令
	和7年国土交通省告示第250号)による平成17年国土交通
	省告示第 566 号の改正内容を反映。
P32-40	改正政令により大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の
	建築基準法第22条、第23条及び第25条の緩和措置が創設
	されたことを受け、図解及び参照条文を追加。
P49, 84-87	特殊建築物等の内装制限、接道、道路内建築制限の緩和に係
	る関係通知の追記。